



住民パワーで美しいまちに!!



ごみの分別収集・可燃ごみ指定袋制度を導入したころの新立地区住吉神社前の様子です。分別されていない様々なごみが投棄され、常時このような状態が続いていました。

現在の住吉神社前です。新立地区の役員さんと周辺の住民が協力して、美しいまちづくりに取り組まれた成果です。「住民パワー」素晴らしいですね!

ごみ分別Q & A ~粗大ごみ~

Q 粗大ごみに分別するものは、どのようなものですか?

A 45リットルサイズの袋に入らない大きさの前。

机・椅子・たんす・ストーブ(灯油は抜く)・扇風機(リモコンの電池は外す)・照明器具(電球や蛍光灯は外す)・自転車など家庭で使用されたものです。

Q 粗大ごみの分別に該当しない代表的なものは?

A 家電4品目(ブラウン管テレビ、エアコンの室内機と屋外機、洗濯機、冷凍・冷蔵庫) スプリングマット、自動車とタイヤ、バイク、ピアノ、電気温水器、ボイラー、シニアカー、ガスボンベ、農機具、リヤカー、事業所のごみなどです。

液晶やプラズマの薄型テレビと衣類乾燥機は、数年後にリサイクル料金が必要になる家電品となる予定です。

Q 粗大ごみの出し方は?

A ① 申し込み

- ・時期 ごみカレンダー末尾にある、はがきで申し込みます。北伊予・岡田校区の方は偶数月と11月、松前校区の方は奇数月と2月が申込時期(はがきを出す期間)です。申込時期の各月1日から15日の間に、はがきを役場生活環境課窓口へ提出されるか、切手を貼り郵送してください。

- ・場所指定 お住まいの敷地内で玄関横など排出場所を指定してください。部屋から運び出す、アパート2階やマンション〇〇号室の前などは収集しません。マンションなどで決められている場所や借りている駐車場を指定してください。戸別に収集しますので、ごみステーションに出さないでください。

- ・注意 申込みできるのは、1世帯につき1回5点までです。大人一人で持ち運びできる大きさ重さが1点です。例えば、布団なら2組をひもで縛って1点です。たたみは1枚1点です。申込み後の追加や変更はできません。

② 通知

収集日は、役場から届くはがき(シール付き)に記載しています。はがきは、申込時期の月の下旬に郵送されます。

③ 排出

役場から届くはがきのシールに記名して申し込んだ粗大ごみに貼り、収集日当日の朝8時までに指定した場所に出してください。

④ 収集

シールを確認しますので、立会いは不要です。指定場所に粗大ごみが無い、申込み内容と違うもの、シールが無い場合は収集しません。早く効率的に収集するため収集時間の指定ができませんが、収集日当日の夕方までにはお伺いしますのでご了承ください。